

評価・認定基準（修正案）について

1. 修正案の考え方

第2回検討委員会で提示した評価・認定基準案を基礎とし、これまでの検討委員会での議論、関係者ヒアリングや試行評価の結果等を踏まえ、適正かつ効率的な評価制度を構築する観点から、原案に所要の修正を行うこととする。

2. 原案の課題

- ① 「安全性に対する法令の遵守状況」に関して、遵守の有無を評価・認定基準とすると、許可や監査と本制度の評価基準が類似したものとなる。
 - ・ 法令の遵守は、事業者である以上、許可時に審査を受け、事業運営においても当然クリアすべきものであり、許可や監査と本制度の違いが明確化しにくい。
- ② 「安全性に対する法令の遵守状況」に関して、遵守の有無を評価・認定基準とすると、法令の遵守レベル以上の先進的な取り組みを評価できない。
 - ・ 法令の遵守状況について、先進的な取り組みを行っている事業者とそうでない事業者との違いが評価に反映されない。
- ③ 評価・認定結果を一段階としたのでは、事業者の実態を十分に反映できない。
 - ・ 法令の遵守状況について、先進的な取り組みを行っている事業者とそうでない事業者との違いが評価・認定結果に明確に現れない。
 - ・ 評価・認定された事業者に、より高い目標を与えることが必要だが、そのインセンティブが働きにくい。

3. 評価・認定基準（修正案）のポイント

- ① 「安全性に対する法令の遵守状況」については、「自己評価シート」の活用等により確認することとする。
 - ・ 法令の遵守は事業者である限り当然のものであり、自己評価シートにより評価することとし、申請の条件とするのが適当である。
 - ・ 自己評価シートの記載内容に疑義がある場合は、審査時にあわせて確認することとする。

- ② 法令の遵守よりも高いレベルで、先進的な取組内容を評価する。
 - ・ 事業許可や監査との違いが明確化できる。
 - ・ 事業者により異なる安全に対する取組状況を、差別化して評価することが可能となる。
 - ・ より高いレベルによる評価項目の設定に当たっては、旅客輸送という観点に留意して行う。

- ③ 評価・認定は多段階の評価とする。
 - ・ 先進的な取り組みを行っている事業者とそうでない事業者の差別化を可能とする。
 - ・ 評価・認定された事業者に、より上位の目的を与えることが可能となる。